

札幌高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税・源泉所得税課税取消請求上告提起事件
国側当事者・国(函館税務署長)

平成25年7月3日却下・確定

(第一審・函館地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年12月6日判決、本資料262号-256・順号12106)

(控訴審・札幌高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年4月18日判決、本資料263号-77・順号12201)

決 定

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	函館税務署長

上記当事者間の当庁平成●●年(〇〇)第●●号法人税・源泉所得税課税取消請求控訴事件につき、当裁判所が平成25年4月18日に言い渡した判決に対する頭書上告提起事件について、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、上告状兼上告受理申立書及び平成25年4月29日付け「当社の主張」と題する書面には上告理由の記載がなく、また、上告人が平成25年5月10日に上告提起通知書の送達を受けたこと、上告人が前記上告提起通知書の送達を受けた日から法定の期間内に民事訴訟法312条1項又は2項所定の事由を記載した上告理由書を提出していないことが明らかである。

なお、平成25年6月22日付け上告理由書には民事訴訟法312条1項又は2項所定の事由の記載はない。

よって、民事訴訟法316条1項2号に従い本件上告を却下し、上告費用の負担につき同法67条1項、61条を適用して主文のとおり決定する。

平成25年7月3日

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 岡本 岳

裁判官 佐藤 重憲

裁判官 近藤 幸康